

富山県市町村指導要綱

1 趣旨

この要綱は、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第2条第2項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の10項並びに地方自治法第245条の4の規定に基づき、県が市町村に対して行う自立支援給付及び障害児通所給付（以下、「自立支援給付等」という。）支給事務等に関する指導について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付等に関する業務等の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 指導方針

指導は、市町村の自立支援給付等支給事務等が円滑及び適正に実施されるよう、支給事務等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

3 指導方法等

（1）指導体制

指導は、県が指導対象となる市町村の事務所において実地に行う。

（2）実地回数

指導は、全ての市町村について、2年に1回以上実施するものとする。

（3）実施計画

指導の実施計画を作成するにあたっては、制度改正内容及び過去の指導事例等を踏まえ、重点項目を定めて効率的な指導が行われるよう計画するものとする。

（4）事前通知

指導にあたっては、指導対象となる市町村に対し、実施時期、準備する書類等、その他必要な事項を事前に通知するものとする。

（5）指導方法

指導にあたっては、厚生労働省が定める「主眼事項及び着眼点」及び別紙「指導結果の取扱基準表」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からのヒアリング方式で行うものとする。

（6）指導結果の通知等

① 指導の終了後、関係者に対し講評を行うものとする。

② 指導の結果については、すみやかに復命し、改善を要すると認められた事項について文書で通知する。

③ 指導の実施について、市町村から助言を求められた場合には、必要な助言及び適切な援助を行うものとする。

④ ②の文書通知のうち、文書指摘事項については、当該指摘の対応結果について、期限を付して報告を求めるものとする。

4 その他

（1）指導の実施状況について、厚生労働省に報告を行うものとする。

（2）この要綱に定めるもののほか、市町村指導に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

指導結果の取扱基準表

富山県障害者自立支援給付支給事務等に関する市町村指導等における指摘区分は、下表によるものとする。

法令等の適合区分	指摘区分	指摘基準	措置
法令、通達等に違反する場合	文書指摘	<p>法令又は通達等の定めによる事務処理が適切に行われていない場合は、原則として文書指摘とする。</p> <p>但し、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合、軽微な違反の場合等に限り、口頭指摘とすることができる。</p>	<p>文書指摘事項については、市町村長に対して改善状況報告書の提出を求め、その改善内容を確認する。</p> <p>口頭指摘事項については、市町村長に対して是正改善を要する軽微な事項として口頭で指摘する。その改善内容は、次回の指導等において確認する。</p>
法令、通達等に適合する場合	口頭指摘	<p>法令又は通達等に違反していないが、水準向上のために必要と認められる場合は、助言指導を行う。</p>	<p>口頭指摘事項については、市町村長に対して是正改善を要する軽微な事項として口頭で指摘する。その改善内容は、次回の指導等において確認する。</p>
負担金等の返還を要する程度の経理処理誤りがある場合	文書指摘	<p>介護給付費等の請求・支払額に過誤がある場合は、文書指摘とする。</p>	<p>文書指摘事項については、市町村長に対して改善状況報告書の提出を求め、その改善内容を確認する。</p>
負担金等の返還を要しない程度の経理処理誤りがある場合	口頭指摘	<p>負担金等の返還は要しない程度の軽微な経理処理誤りがある場合は、口頭指摘とする。</p>	<p>口頭指摘事項については、市町村長に対して是正改善を要する軽微な事項として口頭で指摘する。その改善内容は、次回の指導等において確認する。</p>

※なお、前回の指導時に「口頭指摘」とした事項について、改善が見られない場合は、「文書指摘」とする。